

「令和8年度横浜市産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)業務委託」に関する質問票

設計図書等に関する質問について

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取扱うこととします。

- 1 質問の方法
この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答期限までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。
- 2 期限
令和8年2月12日(木)
- 3 送付先
横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 (kd-oyakohoken@city.yokohama.lg.jp)
電話 045(671)2455(直通)
- 4 回答期限
令和8年2月17日(火)
- 5 注意事項
入札後、当該設計図書等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	設計書	1頁	7	委託概要に産後1年未満とあります。横浜市のHPに掲載されている産後1年以内と違うのでしょうか？	改めて国に対象を確認し、令和8年度は産後1年未満が対象になります。
2	令和8年度 横浜市産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)業務委託仕様書	4頁	3	目的に産後1年未満とあります。横浜市のHPに掲載されている産後1年以内と違うのでしょうか？	No,1を御参照ください。
3	横浜市産後母子ケア事業実施要綱	2頁	第5条(3)	訪問型の利用対象者は出産後1年未満とあります。横浜市のHPに掲載されている産後1年以内と違うのでしょうか？	No,1を御参照ください。
4	(様式1)と団体の概要(様式3)	1頁		団体名の記載につきまして。出張専門助産師として個人開業しております。こちらの団体名の記載は、「助産師〇〇」と記載すべきか、通称で用いている「出張専門〇〇助産院」として記載してもよいか、ご教示ください。	助産所の開設の届出で提出している名称を御記載ください。
5	団体の概要(様式3)	1頁		出張専門で開業している場合、設立登記年月日、FAX番号の記載は不要でよろしいでしょうか？	設立登記年月日は、助産所の登記年月日を御記載ください。 FAX番号は助産所として番号を取得している場合は御記載ください。番号を取得していない場合は不要です。
6	団体の概要(様式3)	1頁		横浜市有資格者名簿業者コード番号につきまして。本事業を初めて申請いたします。「ヨコハマ・入札のとびら」を確認しましたが、番号がない場合、空欄でよろしいでしょうか。直近の市民税納税証明書はご提出いたします。	横浜市有資格者名簿に登録している場合は、業者コードを御記載ください。 登録していない場合は、記載不要です。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
7	団体の概要(様式3)	1頁	1	医療機関の事業の実施状況につきまして3点ご質問があります。 ①横浜市内の母子訪問業務や両親学級講師を、業務委託としてお受けしお仕事をしております。この場合、事業の実施実績として記載してもよろしいでしょうか。または、「2上記以外の事業の実施状況(他自治体の受託事業、保育所運営など)」に記載すべきでしょうか。 ②病院勤務時代に実施していた母乳相談実施件数などは、様式2の「4 産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)類似業務実績」に記載するという認識でよろしいでしょうか。 ③両親学級などの講師としての延べ実績は、開業前の実績も計上して記載してもよいでしょうか。	①事業の実施実績として記載してください。 ②申請日から起算して過去3年以内に横浜市産後母子ケア事業の受託実績がない場合は、母乳相談実施件数などは、様式2の「4 本市産後母子ケア事業受託実績又は産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)類似業務実績」に御記載ください。 ③実施時期に記載した期間中の実績であれば、開業前の実績を記載していただいて差し支えありません。
8	団体の概要(様式3)	1頁	1	提出書類に、各施設の事業内容がわかるパンフレット等との記載を拝見しました。 公式LINEのQRコードをリニューアルする関係で、提出期限までに完成状態でご提出することができません。原本データはございます。普通紙へプリントしたパンフレットのデータをご提出してもよろしいでしょうか。	事業内容がわかるパンフレット等は、事業内容が分かる内容を普通紙へプリントした物の御提出で構いません。なお、QRコードのみでの提出は不可となりますので、ご注意ください。
9	受託要件確認票	1頁	9	9 職員の人材育成及び健康管理の項目につきまして。③こども青少年局が開催した「横浜市産後母子ケア(訪問型母子ケア)研修会」に参加している。もしくは直近に開催する研修に参加する。というチェック欄があります。こちらの研修の募集日時などは、どちらを拝見すればよいでしょうか。	来年度から初めて参加する事業者の方については、本市が実施する研修に参加する意思を確認させていただいています。 これまで受託経験がある事業者の方については、本市がこれまでメールにてご案内した事業者向けの連絡会や研修会の参加状況を確認させていただいています。 研修会の開催にあたっては、契約締結後、本市からメール等により、日時をご案内しています。
10	①事業計画書(様式3)/②仕様書	①2頁/②5頁	①2/②8	2 産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)の実施手法を記載するにあたり、ご質問があります。仕様書5頁、8 委託する業務の範囲(5)実施報告の欄に「サービス提供後、委託者の指定する方法でこども青少年局へ実施報告を行う。」という一文を拝読しております。訪問時のご報告をするにあたり、本事業指定の記録用紙・報告用紙は、どのような内容のものでしょうか？普段自身が実施している訪問での実施内容を基盤として、実施手順の計画を立てておりますが、本事業ならではの特徴などがあれば、網羅しておきたいと思っております。	利用者の状況や実施したケアと利用者の反応等を記載した報告書を御提出いただくことを想定しています。実施報告の詳細は、受託者へお伝えします。
11	事業計画書(様式4)	3頁	3	3 業務実施体制(人員配置)につきまして2点ご質問があります。出張専門での開業のため、1名で活動しております。 ①施設管理者、産後母子ケア事業(訪問型母子ケア)業務実施責任者、業務スタッフ、それぞれの欄に自分の名前を記載すればよいでしょうか。 ②所属・役職の欄には、通称として使用している助産院名(〇〇助産院 院長)を記載してもよろしいでしょうか。もし通称を記載できない場合は、こちらの欄には何を記載すればよいでしょうか。	①1人で活動されている場合は、施設管理者、業務実施責任者、業務スタッフに御自身の氏名を記入してください。 ②所属については、助産所の開設の届出に記載された正式名称を御記載ください。役職がない場合は記載しなくても差し支えありません。
12	横浜市産後母子ケア事業実施要綱			要綱を拝読しましたが、苦情対応に対する取り決めの記載部分が、見つけられませんでした。事業計画書に記載する苦情対応の具体策について、自身が訪問時に実施している具体策を記入しておりますが、本事業の要綱での内容と認識をすり合わせながら、記載をしたいと思っております。当方が見逃していたら、申し訳ございませんが、どこかに記載があるようでしたら、ご教示いただけますでしょうか。	横浜市産後母子ケア事業実施要綱には、苦情対応に関する規定はありません。 苦情対応については、業務委託仕様書 12 事業実施に関する事項 (8)に記載のとおり、「受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。」としています。
13	横浜市産後母子ケア事業実施要綱	4頁	9頁 別表1	自己負担額につきまして。「利用者負担額は、利用者が直接、事業実施者に支払うものとする」の一文について。利用者負担の支払い方法の指定はありますか？(現金、クレジットカード決済などは、各事業者で決めてよいのでしょうか)	利用者負担の支払い方法に指定はありません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
14	①横浜市産後母子ケア事業実施要綱/②設計書および仕様書	①4頁/②6頁	表1/②11 キ	アウトリーチのキャンセル料につきまして。前日17時以降のキャンセルは、1500円を事業者側が直接利用者側へ請求するという認識でよろしいでしょうか。自宅に訪問できない場合は銀行振込などで対応されている方が多いのでしょうか。全例キャンセル料を支払っていただけるのか、心配しております。なにか情報がありましたら、ご教示ください。	前日17時以降のキャンセルについては、受託者が利用者へキャンセル料を徴収することができます。対応方法は本市で把握していません。
15	横浜市産後母子ケア事業実施要綱	4頁	第9条	(費用及び自己負担額) 第9条3、また6頁(委託料) 第16条につきまして。一文を拝読し、自己負担額を免除できる条件を満たすご家庭への訪問の場合、事業者は1500円を聴取しないと、理解しております。①事前に、自己負担額免除という情報を把握する手段をご教示いただきたいです。②利用者側より聴取できない1500円は、委託者側にご負担いただけるのでしょうか(減免家庭への訪問でも、委託料として、8,400円をいただけるのでしょうか)	①利用予約の際に自己負担免除対象者か否かを確認できる形を想定していますが、詳細は受託者へお伝えします。 ②お見込みの通りです。自己負担額免除の対象者の利用に係る利用料は、自己負担額1,500円も含め、本市が受託者へ支払います。
16	横浜市産後母子ケア事業実施要綱	4頁	第9条	令和8年度から訪問型母子ケアも非課税世帯・生活保護世帯は、自己負担額が0円になるのだと思いますが、委託事業所は当該世帯かどうかはどのように分かるのでしょうか？利用承認通知書に記載はあるのでしょうか？	No,15 ①を御参照ください。
17	様式1	1頁	(4)	横浜市入札資格を有しておりません。令和7年7月開業のため、事業収入等の納税証明はなく、施設購入に関する不動産取得税、固定資産税の証明でよろしいか、入札資格の取得をしなければならないか。対応がわからない。	法人の設立届を提出後、納税証明書(滞納のない証明)を発行することが可能です。 法人の設立届については、横浜市財政局法人課税課、納税証明書(滞納のない証明)については、事業所所在区の区役所税務課へお問い合わせください。
18	様式3	1頁	団体の概要	横浜市有資格者名簿業者コード番号には、どのような内容を記入すればよろしいか	横浜市有資格者名簿に登録している場合は、業者コードを御記載ください。 登録していない場合は、記載不要です。
19	受託要件確認票	1頁	10	横浜市入札資格を有しておりません。令和7年7月開業のため、事業収入等の納税証明はなく、施設購入に関する不動産取得税、固定資産税の証明でよろしいか、入札資格の取得をしなければならないか。対応がわからない。	No,17を御参照ください。
20	横浜市産後母子ケア事業実子要綱	3ページ	第8条	訪問型の利用回数3回を1日複数回利用できるとのことですが、例えば2回利用して3時間の間に利用者の昼食を作ることはサービスには入りませんか？	訪問型の委託内容に食事の提供は含まれていません。 本市産後母子ケア事業の実施時間中に、利用者の昼食を作ることはできません。
21	提出書類の4受託要件確認票			ひな形になっていないのですが、どうしたらよいでしょうか。	ホームページにはExcel形式でダウンロードできるようにしています。 ダウンロードいただき、確認欄を御記載ください。

No.	資料名	ページ	番号等	質 問	回 答
22	申請書	様式1		(3)団体の事業内容がわかるパンフレットなどとはどういったものですか？	助産所の開業時間や、どのようなサービスを行っているかがわかるパンフレット等です。
23	申請書	様式1		(6)その他子ども青少年局長が必要と認めるものとはなんですか？	今回、この項目に基づき求めている提出書類はありません。